

群馬大学大学院医学系研究科群馬手術手技研修センター規程

平成31. 4. 1 制 定

改 正 令和元.10. 1 令和 4. 4. 1

令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科（以下「医学系研究科」という。）に、群馬大学大学院医学系研究科群馬手術手技研修センター（Gunma Surgical Training Center : GSTC）（以下「センター」という。）を置く。

(目 的)

第2条 センターは、医学系研究科における手術手技研修組織として、御遺体を使用した手術手技研修の企画等に関する支援、実施時期の調整、御遺体の準備と調整及び実施等を行い手術手技の向上に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、医学部及び医学系研究科の各種委員会並びに医学部附属病院地域医療研究・教育センターと連携して、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 御遺体を使用した手術手技の実地訓練、御遺体の使用に関する留意事項等の研修に関する事項
- (2) 手術手技研修の研究に関する事項
- (3) その他センターの目的達成に必要な事項

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長

- 2 センター長は、医学系研究科の主担当を命ぜられた教授のうち、医学系研究科長が指名する者をもって充てる。
- 3 副センター長は、医学系研究科の主担当を命ぜられた教員又は病院の主担当を命ぜられた教員のうちから、医学系研究科長が指名する者をもって充てる。
- 4 第1項の職員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長等の職務)

第5条 センター長は、センターの業務を処理し、総括する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、群馬大学大学院医学系研究科群馬手術手技研修センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) センターの運営に関する基本的事項に関すること。
 - (2) 手術手技研修の具体的方策に関すること。

- (3) 手術手技の教育・研究に関すること。
- (4) 手術手技研修の安全管理に関すること。
- (5) センターの運営費等経費に関すること。
- 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター長の指名する病理・解剖系の教員 若干人
 - (4) センター長の指名する外科系の医師 若干人
 - (5) センター長の指名する臨床工学部の職員 若干人
 - (6) 総務課長
 - (7) 学務課長
 - (8) 管理運営課長
 - (9) センター長が指名する者 若干人
- 4 前項第3号から第5号まで及び第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はセンター長をもって充て、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 6 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 8 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 9 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 10 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。
(利用料)
- 第7条 センターを利用する者は、センターの運営費及び利用に係る経費を負担しなければならない。
- 2 利用料に関して必要な事項は別に定める。
(事 務)
- 第8条 センター及び運営委員会の事務は、総務課において処理する。
(雑 則)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、医学系研究科長が別に定める。
(規程の改廃)
- 第10条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この改正は、令和8年4月1日から施行する。